

静岡文化芸術大学特別講師に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学特別講師（以下「特別講師」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 特別講師とは、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の教育、研究活動の充実に資するため委嘱する専任教員以外の教員で、本学の専任教員又は非常勤講師が担当する授業科目の一部に従事する者をいう。

(選考基準)

第3条 特別講師となることができる者は、次の各号のいずれかの基準に該当する者とする。

- (1) 「静岡文化芸術大学教員の任用及び昇任に関する規則」に定める教授、准教授及び専任講師のいずれかの資格基準に該当する者
- (2) 当該授業科目の内容の一部を担当するに足る学識経験、実務経験を有し、かつ、教育研究上の指導力があると認められる者
- (3) その他学長が特に上記と同等以上の能力、又は本学の教育研究活動上特に顕著な業績があると認めた者

(委嘱発議の事由)

第4条 学長は、特に開講を必要とする授業科目で、当該授業科目の一部の内容について担当教員単独では担当できない状況が生じた場合に、理事長に特別講師の委嘱を発議する。

(委嘱)

第5条 学長は、教授会の意見を聴いて特別講師候補者を選考し、理事長に提案する。

- 2 理事長は、役員会の議決を経て、特別講師として委嘱する。

(委嘱の期間)

第6条 特別講師の委嘱期間は、原則として各学期の間又は1年間とし、更新を妨げない。

- 2 前項の更新は、最初の委嘱日から通算して5年に達する日を限度とする。なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 前項なお書きにより、委嘱期間が通算して5年を超え、本人の申し出により無期労働契約に転換した者の委嘱は、第4条に規定する委嘱の事由がなくなった場合には、終了する。

(報酬等)

第7条 特別講師の報酬及び旅費は、理事長が別に定める。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定後最初に行われる特別講師の任用については、第5条に規定する手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。